

伊
東(東)
法
師
物
語

伊東（東）法師物語

一 岡崎 与 駿府 一味之事

一 廣忠公御死去之事

一 安祥之城討駿州ヨリ攻并竹千世殿御帰国事

一 竹千世殿駿州在府并御供衆之事

一 御軍同君イ初之事

一 岡崎一門中家老并イ之者義元卿江訴之事

一 大高兵粮入之事

一 義元尾州江発向之事

一 岡崎江御帰城之事

- 一 同氏真与手切之事
- 一 信長領分城々之事
- 一 東(西)三州西尾之城落去之事
- 一 信長与和睦之事
- 一 軍法御相伝并御名乗替之事
- 一 東(西)三州衆逆徒之事
- 一 牛久保・吉田・長沢三ヶ之城落居之事
- 一 一宮後詰之事
- 一 佐和木八幡之取(砦)出落居之事
- 一 吉田之城明渡事

一 一家康公与晴信、国兼約之事
一 懸川城落居并浜松之城明渡事

岡崎 与 駿府 一味之事

徳川 四郎源 廣忠公 与 申奉り、三河国 岡崎の城
に 居住まします、然に 御一門のうち に 松平蔵人 丞亮 八 大身
にて 我まゝの 人也、果して 八 逆心有へきと 見かの 申へ
に、依之（見及び申によつて） 駿河 義元卿へ 各代名に 被越、吉田 辺 迄 歸路の 処
に 使を以 重 而 岡崎へ いゆ（れ） 申間敷と 相断也、郎等
下々の 衆、日頃 悃志（こんし）の 輩 まで 岡崎を 立出し
ける、然者 はり（針） 崎松鬘寺（勝） 中（は） 乱妨 不入の 寺なれハ
是へ 皆々 移し、岡崎（野）を こそ 立の かけられ、去間 蔵人
丞 八 駿河へ まいり、義元 卿を 頼ミ、岡崎へ 毛頭 逆心 なき

通被申候間、駿河より右之旨趣岡崎へ再三使者有
廣忠公より御返答にハ、蔵人丞・舎弟兩人迄病死致
名跡如何あるへきと存砌、某に是非のさたなく、(私支)和
配被致、跡を絶し申上ハ、重而岡崎(へ)の本意ハ成ましきと
有けれハ、義元卿も無取合候(とりあわなく)、それより蔵人丞ハ尾張
国へ牢人して織田備後守を頼ミて本望をとく
へきとて、平手中務大輔を以て申寄趣ハ、西三河
覚の侍共数多召具し牢人申なり、食抱(めしかかえ)をかるゝに
をゐてハ三河の国ハ所生の儀なれハ輒切取御手に入へき
と申備(侍)る、則織田備後守聞て、此度三州よりの浪人皆

相抱らるへきとて五十余騎めし出し扶持方馬の飼料以下
給る也、然間岡崎の城にさしむかふ方々付城をこしらへ
右の浪人衆を先手として働ける、岡崎（野）の取出にハ松平
蔵人丞、上和田の取手にハ松平左衛門尉、此兩人に備後
守、古参衆を相加江在番して岡崎兩分（領）へ押入、作毛
をなき捨（或カ）□ハ民屋を放火いたす事日夜のさかひもなく
尾州より取（被）取詰ける、去程に岡崎にてハ僧俗
百性に至る迄難儀に及、各さし集て評談ありて
けるハ、加様に取詰らるゝ（に脱）をみてハ岡崎一分にて戦叶
かたき儀也、駿河へ申□（寄カ）（申すより）、今川義元卿より加勢を申

請、上和田・岡の両城を打破、其上尾張の国へ先手を致し、丹下・中嶋其外の城々を責破申に付てハ岡崎領分全有へしと各評談有也、廣忠公きこしめし、御納得有て駿河へ珠数(糸)を以て、石川安芸守・天野甚右衛門使者としてつかわされける、両使則義元の家老岡部次郎右衛門・泰源和尚に右の旨趣申渡ける、義元卿江披露をと(遂げ)けられ各々(おのおの)評談有て御返答にハ、岡崎より承ることく、駿府より加勢の事ハ(申すに及ばず)不及申、領内三ヶ国の軍勢を以て尾州表へ出張すへし、岡崎衆、尾三の境目等案内の儀なれ

は尤先手を可有、其儀におゐてハ当方へ証人を可レ給と有ける、両使奉て岡崎に帰参申、義元方の返答の通り委細に申上る也、然ニ竹千世殿六ツの御年駿河の証人として天文十六年丁未八月二日に岡崎を出させ給ひける、○下略(異筆カ)
(貼紙有りカ)
(御供の衆は平岩)七之助・平岩助
右衛門・阿部善九郎・同新四郎・榊原平七郎・天野又五郎・江原孫三郎其外雜兵五十余人にて西の郡より船にめし吉田に着セ給ふ処に、塩見坂に仮屋を立戸田弾正待申御馳走申、扱某か館へよセ可申とてしきりに申され、田原へ御供申、戸田弾正所へ着座被成ける、此所

の城主ハ廣忠公の今の御し（剪）うとにてましませハ御（餉＝食事）□
無残（残す所無き）所次第也、爰に森平太とて父ハ元來岡崎衆（故）—
郷のものなりしか事の子細ありて浪人致、今ハ
尾張の国に林佐渡守を頼ミ居けるか、古主の筋目を
存、今度竹千世殿御供衆に黄昏に忍ひ寄て申
ハ、如何（おのおの）に各駿河へ証人とありて御供被成候哉、相忍申
上度事有、戸田弾正逆意を含ミ尾張の国織田備
後守方へ被申越趣（申し越さるる）ハ、西三河岡崎の城主廣忠の子息
を駿河へ証人に入をかれ、其上義元領内駿河・遠江・三
河三ヶ国の軍勢を以て尾張の国へ出張し所々の城

郭を攻ほすへきと申合、駿河へ被申越しを田原に留置可申也、無左心(右)へ(そう無く)駿河へ参着申たるにおゐてハたちまち御領分へ難儀到来可レ申也、扱又此証人を尾張の国へ引とられたるにおゐてハ三河の国程なく御手に入へし、其儀におゐてハ東三河を戸田か私領に預るへし納得ましまさ者計策(を以て竹千代を)申尾州へ越へきと申来るに付て、織田備後守希所(こいねがう)の幸々(と)祝し忽引取へきとて林佐渡守・岩室長門守原田(田原)へ被遣ける、戸田弾正方へハ五百貫の礼物を送(是)ハ当座の祝儀(た)為り果してハ三州安堵の上ハ東三州不残可被(残らず相渡さるべき)払(相)渡

兼約也、それに付て尾張(よりの)とりう両使は当城二の丸に宿居申也、未明にハ船にて熱田表へ送り可申とて大船二艘迄用意致、一艘ニハ証人供奉してめされ一艘にハ尾州より被参たる使衆林佐渡守・岩室長門守のられ、けい(警固)こ有と儀定申也、とひそかに告しらせて其身ハ佐渡守か宿居へ帰りける、御供の衆此由聞て戸田弾正殿ハ既にしうとの事なり、息女も岡崎にましませハ如何(いかでか)てか左様の逆意ハあるへき、告しらする事の虚言たるへしとミな一同に申ける処に、漸(ようやく)五更(ごこう)の天も明行ハ、戸田弾正ハ中の

てハ（い）に出られ、如何供の衆浪風も閑なるまゝ船にめされよ、と有ける処に榊原平七郎申けるハ、岡崎より吉田までハ舟にて参、それ方駿府迄陸路を供申ことと承る処、（これ）這よりも又船にてとの仰ハいかゝ有へきとしたひ申ければ、弾正被レ申ハ、御供の面々聞給へ這より駿河の路次ハ各存のことく大河共数多有、（此）頃ハ水かさ増て陸路ハ自由にならされはいつれの湊までも船にめし、若も追手の風替なはあからせ給へ、かゝる波風閑なる折からなれは急船にめされよ、某悪（あしく）は計ひ申ましきとあたりも

不レ憚さもありさうに申されけれハ、(とかう) 兎角可レ申様
なくして舟に召され御供申也、湊はるかに漕出て
四方の躰を見わたせハ、三町計跡よりも(警固) けいこの
船と見たて弓鏑を立ならへ(飾) かさられたり、池鯉
鮒・鳴海もちかく成、向に森の見へぬるは熱
田にハなきかと舟頭に問けれ者、とかう返答申
内(櫓)にろかいをはやめ出行ハ程なく熱田に着(た)に
まふ、(竹千代殿) 舟かり(ら)あからせたまへ者御迎ともいさしら
ぬ侍達爰やかしこ並居たり、と(は)や跡船の衆も
着て、大将と見へし人御供の衆に向て申け

るハ、岡崎の事尾張と一味有に依て御証人方も
爰許江引取申儀也、各御氣遣なく御供被レ成着座
有れとて熱田宮大官司所へ入せ給ふ、乍レ去供の衆
壱人も洩さぬ躰に日番当番（油断なく）無油断有けれ者
供奉の衆前後更に不弁、無十方（十方無き）分野ハ筆紙に
尽すへき様もなし、時に天野又五郎郎等を近付
ひそかに申けるハ、汝ハ忍ひ落行岡崎江参れ、書札
を認へき様のあらされ者見たることくに申せとて
遣しける、翌日飛脚岡崎へ参着致右の旨
趣申侍る、廣忠公被聞召（聞し召され）、有無の御挨拶もなく

所存の次第かなと仰ける、漸有て家老の面々に仰けるハ、北の方へ参、めのとに弾正逆意の通語(とおりかたり)て聞せよと有けれ者、則一兩人御すへ迄伺公申処(候)に御前より女房達二・三人ひとま所へ出られけれ者具申侍る、乳母の給(宣ひ)ひけるハ、竹千世殿御袋ハかり屋水野殿御息女なれハ高(貴)も賤も継子継母なれハ御存知も有哉と人々の御推量有へきほとこの迷惑也とのたまふ、御台所きこしめし、如何に親の御あつかひ(な)かれ、竹千世殿敵方へ参らするといへとも岡崎と手切なれはミつかからを敵に捨置には

なきか、左様の分別参らぬか、昨日八人の上今日ハ我か
身の上、因果ハ車の輪のことくとハ能くそ申伝へけれ
と仰けれハ、御前の女房達もやハかハ左様には有
ましきと皆一同に申ける、廣忠公、いかに面々駿河へ
聞へ何かと可レ有と仰けれ者、各被レ申ハ時刻を移さす
義元卿へ注進申度と何れ茂申上ける、則石川安芸守
を以て被仰せ遣され仰遣候処に、義元卿きこしめし驚給ひて
仰ゆり（に）ハ、如何に廣忠所存に思召哉令（推量せしめおわんぬ）推量畢、義元に
おゐても無念の至、口惜次第也、早速告来り候段
寔（まこと）以て真実の処心底不レ斜感せらること有て駿府

よりも御届として朝比奈弥太郎(次カ)被レ遣ける、今度廣忠公卿(御)所存又ハ家老衆思処なれ者是非共出陣可有との仰也

廣忠公御死去之事

天文己酉歲三月六日に廣忠公廿五歲ニて御死去被成畢、去程に岡崎ニても頼へき方なし、然ニ一門中家老の面々差集て評談有ける、石川伯耆守・本多肥後守・天野甚右衛門此三人申けるハ、織田備後守方へ申寄、尾張と一味して竹千世殿を無相違岡崎へ帰城させ守り立可申といへお(者)、石川安芸守・酒井雅楽介

申けるハ、今川義元ハ既に領内三ヶ国にて四万余騎の大將なれハ此力を以て本意をさせ可レ申といへる、扱上村出羽守・鳥居伊賀守其外相残る面々のいへるハ、尾張と一味なら者早速本意たるへし、乍レ去駿河と手切有なら者三ヶ国の軍勢を以取詰らるゝ事なら者たちまち難儀に及へきといへお（り）、されとも軍の勝負ハ多少にハよらす、先年小豆坂の合戦に駿河の勢ハ三万余騎の着到也けるに、織田備後守三千余騎を以て馳向て五分の三ツハ味方利を失、尾張と一味ならハ早速帰城たるへし、義元三ヶ国の軍

勢を催すなら者御本意ハ互（違）う可レ申といへる、終に
評儀ハ落居不致処に廣忠公御死去の由、義元卿
聞召、駿府より岡崎の城へ在番を入らるゝ也、朝比奈
備中守・岡部次郎兵衛・鵜殿長門守を頭として義元卿
近習衆三百余騎（こめ）箆（こめ）おかれけるに依てそれより
是非なく岡崎ハ駿府を守て居申ける

安祥城、駿州より攻落すこと并

竹千世殿御帰国の事

駿府におゐて義元卿、家老の面々ヲ召て仰けるハ、岡
崎の事（おのおの）各如何分別仕候哉、愚存の通ハ西三河の儀は

徳川の譜代の地也、然に今度廣忠死去也、嫡子竹千世は尾張の国織田備後守方へ去秋引とらるゝ儀なれハ、這を幸として竹千世を先立、尾州より岡崎表へ出陣致なれハ徳川一門譜代の者ハ希所の幸と悦ひ尾張の勢を引へし、其上当方方入(置)いたる在番の者(へど)も皆以打果さるへし、還而当国へ働へき事何の疑なし、既に先言にも他国より自国へ敵馳来らハ大将の心も億(臆)し士卒の気も案に相違する物なり、国の境を踏越て合戦をすへしと有也其上織田備後守、去春相果、嫡子上総介信長とて

正（生）年拾六歳也、頃ハ一門の中も不和にして他ニ向て
軍の勝負塩味（ママ）有間敷折から也、急此方方出張すへき
と有けれ者、泰源長老・朝比奈・松井等も達て宜き
仰なれ者一同に御請申也、重而義元卿仰にハ、去壬寅の
年領内三ヶ国の軍勢を卒して天下を心さし打て
登る処に、其ひ（評議）うきを聞て織田備後守仮勢を催し
て小豆坂に出向て一戦に及、それより帰陣申本意
を達す、いまにおゐて口惜次第也、今度ハひそかに触
をなし、先岡崎表へ馳集て軍の評定して西三河安
祥の城に織田備後守次男三郎五郎取詰責落し

それ方尾張の国知多郡へ出張して熱田表へ押寄
大宮司所ニ預ケをかるゝ竹千世を引取へし、君も^(君)
取えぬことならハ熱田を打破竹千世共に打果し岡
崎譜代の衆をも追放し、駿府近習の者を城主ニな
すへし、岡崎堅固に持なら者尾州の弱兵共ハ終にハ
豫参降人と成へし、と有けれ者、泰源長老進ミ出
て申けるハ、今度の御陣ハ徳川殿御子息引取へき
手立なら者自分^(身)御馬を出さるゝに及す、旗本の
軍勢ニ名代を被遣におゐてハ輒引取可申也、其上寒気
の時分なれ者重而諸勢を卒して御発向有て可然と

あたりも不憚申上げる、義元卿(いよいよ)弥機嫌能、兎も角も面々計ひて陣触いたせと有けれハ、各評定申けるハ、旗本の軍勢七千余騎の着到を十二手に積(り)、扱岡崎山中の近所に本陣を定、扱頭衆ハ十一月五日岡崎の城へ馳来て備役所を評定可レ有レ之と触状を認遣しける、去程に松井・朝比奈名代として天文十八年十一月朔日、駿府を打立段々に本坂・今切両手に分て押ける、四日に岡崎の城ニ着陣也、翌日五日物頭の面々は岡崎に馳集て軍の評定有ける、岡崎一門の面々并家老の衆進ミ出て被申けるハ、今度の軍の事ハ自身に

懸たる事なれば先手を申請度といわれける、各聞て岳崎(岡)衆被申分尤也、地の遠近万事当国案内の儀なれ者追手表の攻口一番ニ岡崎衆、二番に朝比奈備中守組、三番に近習衆・泰源長老、搦手は鵜殿長門守組・岡部五郎兵衛組、南表(西)ハ三浦左馬佐・葛山播磨守、両手北口ハ飯尾豊前守組、扱丹下の城・善照寺の城・中嶋の城惣押へとして寄合組、其勢二万余騎、松井を大将に定、備を立へしと評儀有、時刻を移しなハ信長まゝ（にをい）て後詰有へし、則六日の早嵐(天)より押寄安祥の城を四面八方より稻・麻・竹・葦の

ことくに打囲ミ日夜の境もなく持楯かい楯つきよセ
く螺鐘をならし責ける、楯籠(たてこもる)軍兵ハ七百余騎
とす(そ)聞ける大将いまた若年たりといへともさすか弓
取の子なれは事ともせず士卒の気をはけまし
いわれけるハ、三日此城を堅固に持なら者信長卿後詰
有へし、さ有事なら者寄手に勝利致(得)さすまし
きそ、面々取籠られてハ悪(あし)かりなんと存(存ずれ)ハ一の戸張を
三町計も指出て合戦の仕場を定ける、赤川彦右衛門尉・
都築蔵人丞・長谷川宗兵衛彼等三人の者共隙なく
下知して打向ける、去程に敵味方のときの声矢(叫び)さけひの

音鉄炮ハ天地をひゝかす計也、互に討つうたれつ勝負
ハ更につかさ(り脱)けり、寄手ハ大勢の事なれ者新手を
替て攻よと下知しける、去間岡崎衆ハ弓手に到て
退かゝりける処に二陣に扣へたる朝比奈か備楯をは
つして追(かくる)懸(追)つ返しつ戦ふ処ニ、義元近習の侍衆
引詰差詰小(め射)るまゝにあた矢ハ更(仇)になかりける、敵方ニ
這を見て少退く処へ弓手に扣(ひか)へたる岡崎衆に松
平玄蕃・松平主殿・同勘四郎・同右京亮・本多豊後守・小
栗助兵衛・酒井左衛門・石川安芸守・同彦次郎・米津藤蔵・
天野甚右衛門・鳥居伊賀守此人々を先として皆馬より

下立て鑓を取かゝりける、敵よこ鑓(横)に宿立(突)られしとや
おもひけん備を立かへんとしける処に、勝ときをとつと上て
突かゝりければ左右(そう)なく一の城戸を押破、三ノ丸へ押込ける
去程に諸勢ハ二ノ丸の堀を越、塀を引破我先にと押卜(入)た
り、手負死人ハ敵も味方も見へわかす、終に本城計
にとり詰ける、泰源長老いはれけるハ、楯籠大将は本
よりし(至剛)かうの弓取の子なれ者今ハ定而切腹有へし、
若もさ有事ならハ所詮なしとて侍二人に申付、本城の門
矢倉に向て大音声にてよ(呼ばわり)ハリたりしハ、三郎五郎
殿ハ尾張へ申遣人質替ニ申へし、御命ニま(きい)い(さハ)りなし

先^(まず)二ノ丸へ落^(さ)きセ給へと申ける、城の内に聞よりも生
捕^(に)かせられて尸^(しゝ屍)の上の恥辱たるへし、とて後詰
の矢倉ニあがりまします、角て安祥の城駿州より
取詰らるゝ段信長卿聞召後詰有へきとて触あり
て、八日の未明に馬廻計にて清^(洲)の城を打出し
漸鳴海表にて八方々より相^(くわわ)加々り千騎はかりにて
押けれ(ば)、狼烟のあかるを見給ひてはや安祥の城落
居と思召、しはし備え立給へ^者平手中務太輔・林佐渡守
所^江義元の内松井・朝比奈方より書札到来申
ける、其紙面にいわく

今日、参州安祥の城攻落申ニ付三郎五郎殿既切腹
可レ有処に先(まずもつて)以留置申進て候、然者去年横合方かどひ
とりせらる(かひ取られ候)徳川殿子息と替合に可レ有、之か為其一
筆令啓達候 恐惶謹言
(啓達せしめ)

則信長卿披見有て仰にハ、備後守殿計策を以て
引取れたる小児の事也、かゝる例を思召所も有けん
よきを取扱申せとの儀也、去程に十一月十日互ニ笠寺ニ
て引替申、それより竹千世殿御帰国被レ成、岡崎の城へ入
セ給ふ、譜代相伝の者とも僧俗男女に至迄押
なへてお(出)向申祝し奉る事かきりなく(し)、同十五日にハ

諸勢駿府へ帰城申也、然^ニ松井・朝比奈・泰源、義元卿の御前に参けれ^者今度思ふ^凶のことく合戦をとけて各帰陣申儀不レ斜感悦有レ之、其上軍の次第委細^ニ被^(あい尋ねられ)相尋、松井・朝比奈申上ける、岡崎一門の面々家老衆先手を致し卯ノ刻より巳ノ刻迄互^ニ討つうたれつ戦申間、新手をかへよと下知申によつて先手ハ横手へ引退セ、二陣に扣たる備楯をは^(外し)つし懸りける処^ニ敵の旗色悪かりなんと思ひしに、岡崎衆功者有によつてよこ鑑^ニ突か^ゝられて備を立なをさんと申処に勝ときを揚て懸りけれハ左右なく敵突崩一の戸張を押

破(なり)先陣ハ岡崎の面々巧者故一騎当千の働也、其外
旗本にて誰々と一々に名乗をさしてあたりも不憚
被レ申たり、義元卿聞召、今度忠功セし人々を召て忠
賞おこなはるへき(とて)或ハ所領、或ハ加恩をあて行ハ
るゝ、中にも井氣田七郎次郎にハ感状を給也、岡崎一門
中家老衆へハ今度の合戦に軍功をはけまし無比類(比類なき)
働有レ之段感悦の至(に候)と使を以被レ仰届けるも賞
罰(正しき)たゝしき次第也

竹千世殿駿河在府之事

去程に竹千世殿岡崎に十日余御滞留ありて、天文

己酉十一月十(廿)二日岡崎を御立有て駿府へ御移、少将の宮
町に新造に屋形を立られ動座有ける、其頃御供の
衆平岩七之助・阿部善九郎・酒井与四郎・高力与左衛門・阿部新
十郎・内藤与三郎兵衛・榊原平七郎・原見太朗兵衛・江原孫三郎・
平岩新八郎・平岩善七(十)郎・天野又五郎・石川彦次郎・石川内記・上
村新六郎其外雑兵百余人にて在府まします也、然に義
元卿無曲(由)儀共候岡崎山中普代の領地を皆おさへとら
れ、御扶持方計にての御あて(宛行)かいなれハ万事不自由にて
侍衆を可被召抱(召し抱らるべき)様もなかりける、其上日夜の働に岡崎
衆先手と有けれ者普代の面々(此頃)過半討死申ける

残りすくなくに成なら者竹千世殿をも何とそか
有之かと存(まこと)口惜次第也、され共御幼稚の身を引
具して牢人可申にハ及す、譜代衆ハ悲歎ひたん申計也、角
て年月明ぬ昏ぬと過ぬれは(竹千代殿)漸十三にならせ給ふ
千年も(経る)ふるやうに送れる、然ニ天文甲寅正月十一(七)日に
御元服被成次郎三郎元康公と申達(奉)る、同長臣の面々
受領官途有之也(かんど)

「翌年乙卯二月十三日、関口刑部少輔息女北の方と有之
御(腰)こし入、義元卿御一門也」(「内記述、「朝野」になし)

御軍初之事

扱、元康公十五の御歳軍始可(之れ在るべき)在之とて・弘治二年
丙辰二月上旬に打立給ひて岡崎に城着有、御一門
中譜代の面々祝し申事限なし、本多豊後守・石川
伯耆守被レ申けるハ、かゝる目出度働の事なれハ備の次
第を評(ひょうじょう)定して一々に書付六段に定ける、去程ニ十
二日の未明に岡崎の城を打出し梅坪の城へ押寄
此(け)れは城の内より馳向てしはし戦ける、終に追
立られて城中さして引て入、外輪迄追懸悉焼立ける
其外在々放火して岡崎へ帰陣まします也、同十七日
広瀬の城へ働けるに内々元康公軍始とて岡崎に在

陣の所、信長卿聞召、敵方所々の城々に清洲より急き加（勢脱カ）を入置ける、然に其者共爰を専途と進ミ出待請たり、と言まゝに追つ返しつ戦ける、中にも津田兵庫助・神部甚平と名乗真先に進ミ旗本さして切て懸る、大久保七郎右衛門渡り合上へ下へと切合けるか終に津田か首を取たりける、神部、江原と切合けるか郎等鎧付られ馬より突落されて討れにける、去程に敵の備ハ引色に見へける間、勝ときを揚てかゝり城際さして追詰たり、松平玄蕃頭（允）・同勘ヶ由謂けるハ手柄の程ハ見たるに（へたりも）はや揚よと下知し

てまゆ(わ)りけるまゝに、諸勢皆引ま(感い)といて十町はかりも
退て備を立、敵方を見てあれハ寺辺(部)衆の城・丹
下・中嶋其外所々に楯籠(たてこも)ル軍兵打て出爰やかし
こに備を立たり、石川安芸守申けるハ、軍始に両日
なから利運を遂、かゝる目出度仕合なれ者早々
帰城候へと也(こ)岡崎へ入せ給ふ、角て廿日余も御滞留
有レ之方々鷹野など被レ成、扱、中旬に駿府より(へ)
帰城まします也、然に日頃懇志の面々駿府より藤枝・
岡辺迄御迎に被出(いでられ)いづれも祝着被申ける、則義
元卿参会有て仰けるハ、今度元康ハ軍始の儀也、本より

長臣(老)の面々軍功をはけますといへ(と脱)も軍の勝負
ハ天通(道)わさ(技)と古人言伝へ侍るなれハ何程無心元(心もとなく)
存処に、此度の軍に両日なから利運のよし
聞て寔以今世の名誉たるへし、義元におゐてハ
不レ斜満足申、と有て手つから打虜を取て被進ける

岡崎一門中家老ノ者、義元江訴申事

- 一 元康、駿府より岡崎へ帰城致すに付てハ人質
の儀家老の者より可令(在府せしむべき)在府事
- 一 岡崎山中蔵納明知行分前々のことく可被返置事(返し置かるべき)
- 一 駿府より岡崎へ在番の儀、金助(全カ)用候、可引退事(引きのくべき)

右条数を以義元卿江御断可レ申と相談致、石川安芸
守・本多豊後守・天野甚右衛門駿府へ相詰様々訴詔申(訟)
候得共無承引(承引なく)、義元卿御挨拶にハ、近年尾州表へ発向
すへし、其時分境目等敵の城とも相したかへ、其上
を以祖父清康卿持分の通ハ無相違(相違ナク支配有るべき)可有支配也、今(全)
異議を存間敷の旨被仰けれ者者両三人の衆もとかう
可レ申様なくして帰参致ける

大高城兵糧入之事

尾張国知多郡鳴海の城にハ山口左馬助父子信長卿
より入置ける、逆意を含ミ駿河の勢を入る、大高・沓掛

両城も同心して駿河へ豫参降人に成たれハ、義元卿
美濃・尾張へ発向可有(之れ有るべき)のために大高の城に駿河より
兵糧を可入置(入れ置くべし)と評定有て元康公に西三川衆を加勢し
てけいこ可(警固)有とて大高の兵糧入を渡さるゝ、去程に
弘治三年丁巳四月二日に元康公駿府を打立岡崎の
城に着陣まします也、敵にも大高の兵糧入を防事
ならハ当方へ今川義元の出張ハ存知よらさる事
なり、(これ)這を可計(討取)とて大高に差向、取手をこしらへ
ける、わし津・丸根の両城に信長卿より宗徒(むねと)の軍兵
七百余騎籠置れける、わし津・丸根に螺鐘鳴事あらハ

寺辺^(部)・梅坪・広瀬三ヶの城より懸合へし、中嶋・丹下の
両城より後詰いたせと評定有けれ^者大高の兵糧入
ハ難成と見へたり*、しかるに元康公仰にハ、如何面々敵
方の様躰を聞に今度大高の兵糧入に各取合儀なら
者越度出来すへきと存也、先々某の馬を敵方へ押
よせ放火すへし、其半に足輕を遣^(付)入させよと有け
れ^者被^(仰せい出さる)仰出手たて可然と各御請申、同十日の未明
に打出し寺辺^(部)の城へ働て一ノ城戸を押破放火して
それより梅壺^(坪)の城へ取懸られけれハ楯籠軍兵
さし出して二・三の丸迄追籠焼たてけれハ、わし津・丸

根の両城より加勢とや思ひけん馳来てしはし
矢軍有、思ひのことく其隙に大高の城へ兵糧入置たり
元康公さけすみのことく也、本国におゐての軍
殊に初而の御手立思召まゝに働有て岡崎の城へ
引入せ給ひて翌日ハ駿府へ帰城まします也

義元郷尾張国(卿)へ発向之事

今川義元卿、天下江切て登、国家の邪路をたゝさん
とて駿河・遠江・三河三ヶ国陣触有て其勢都合式
万余騎の着到にて遠江ノ国池田の原ニて諸
勢を揃へきとの評定有て・永禄三年庚申五月

十日^{己亥}、大将義元駿府を打立給ひ藤枝に着陣有、先手ハ嶋田・大井川を打越て菊田川・小夜中山・日坂に陣を取、翌日十一日^ニは本陣ハ懸川に着陣ましませ^者先手ハ見付国府・鎌田か原・見かの坂^一(原)を^(打)越まむし塚に野陣をかけられたり、十三日に池田の原にて諸勢を揃、大将にハ浜松の城に着せたまふ^(とて申ける)「それより本坂・今切両手に分て押ける、大将ハ本坂越とそ申ける」^(「内の記述「朝野」引用になし)十四日に吉田に陣有、先手ハ藤川・赤坂さして段々に陣をはる、元康公いつしか成人有て今度の先陣なれ^者岡崎譜代の

面々御迎ニ出向て祝着申、よそおひ奥頼(ママ)（母脱カ）
敷次第也、十五日義元卿岡崎に城着有て参川
国の諸勢を改、陣所備の次第を定、下地より
鳴海の城ニハ山口左馬之助・岡部五郎兵衛在番也
大高の城にハ鶉殿長門守・飯尾豊前守、笠寺
にハ葛山播磨守・三浦左馬之介・朝比奈兵衛、義元卿
より入被レ置ける、去程に十七日に本陣ハ池鯉鮒表へ押
よせ桶(狭間)はさまに陣を居(すえ)ち(ら)れたり、然に軍の評定
有けるハ、這より知多郡へ働て在々所々の民屋を放火
して作毛をなき捨らるへし、翌朝ハ鷲津・丸根の両

城を責ほすへきとて定ける、先陣の事なれば元
康ハ西三河衆を引率し丸根の城を責よと有
ける、遠江の軍勢に東三川衆、わし津の城を可
攻との評定也、岡崎衆此より聞よりも既に廣忠公
に後れし已来よりなき者に下知せられし
こそ年来口惜存に、我主の御成人有て今度の先
陣を預る事悦無レ限、いきおひハ大魔鬼神もたま
るましき也、時に石川伯耆守謂けるハ、今度合戦に
各いさめるこそ道理なれ、乍去我先にとあらそひ
人将を見はなし敵方へ懸入高名しても所詮なし、互に

手に平^(手)を取合て大将を真中に追たてひとつに成て
掛るへし、其上弓手ハ駿河衆、妻手ハ遠江の衆
後詰の備ハ義元卿の馬廻番扣させ給ひて見合
可レ在事なれハ花やか成る軍して各性^(姓)名を顕す
へしと云ける、元康公、石川日向守を召て仰けるは、今
度の合戦に分捕高名すへからず、敵を討捨になして
唯軍功を肝要にすへし、則備役所を定らるへきとて
各へ仰有て、其上軍勢を三ツに分て先一手にハ真
一文字に懸るへし、扱^(扱)一手ハ弱手ハ乗廻脇鎧に突か
るへし、残勢ハ某ニ付へしと有^者けれ何^(いずれ)も尤の旨

御請申、酒井左衛門尉・石川伯耆守左右に有て人数の
賦を申ける、真一文字に指向衆者

松平紀伊守
松平七郎
松平弥左衛門

松平主殿助
松平右近
加藤播磨守

松平半助
松平金助
酒井将監

小栗弥左衛門
小栗大六
米津藤蔵

上野三郎次郎
川澄半六
赤根日祢之丞

赤根新左衛門
天野助兵衛
天野甚四郎

赤根弥次郎
永見新左（右）衛門
青山平太夫

近藤場左衛門
青木善九郎
川澄分之助

久世平四郎	渡邊源藏	水野藤七 <small>(四)</small> 郎	平井甚太郎	天野三郎兵衛	山本才藏	遠山平大夫	杉山 <small>(「朝野」なし)</small>	岩城忠七郎	川上重左衛門
朝比奈五郎作	渡辺半十郎	大久保七郎右衛門 <small>(「朝野」は次に同次右衛門を載せる)</small>	黒柳彦内	山本小四郎	小野新平	笥圖書介	杉浦藤七郎 <small>(「朝野」には杉浦藤八郎の次に山田彦八郎を載せる)</small>	平岩五左衛門	池波之介
大切七藏	渡邊五郎八*	内藤右衛門 <small>(「朝野」なし)</small>	斉藤彦市郎	月海左馬介	林 <small>(村)</small> 井源四郎	笥牛之助 <small>(「朝野」なし)</small>	山田彦八郎 <small>同甚兵次</small>	吉野助兵衛 <small>渡辺勘解由左衛門</small>	池水之助

鳥居四郎左衛門

加藤源藏

酒井又六郎

酒井

酒井切之介(丞)

柴山小兵衛

笥助太夫

阿田地左馬助

蜂谷半之丞

大久保右衛門八

近藤傳十郎

酒井作右衛門

大橋傳七

大窺(見)藤七郎

都合此勢一千余騎

脇鎧ニ懸衆

松平勘解由

松平玄蕃頭(允)

松平右近進

松平勘四郎

松平三藏

松平次郎右衛門

本多肥後

鳥井伊賀守

酒井下総守

八國 弥五郎	齊藤 喜八郎	安立 孫四郎	加藤 傳藏	川切 孫 <small>（弥）</small> 七郎	山本 四平	鴛鴦 傳中	伊藤 六佐衛門	中根 十三郎	小栗 助兵衛
酒井 喜八郎	青山 喜太夫	石川 善 <small>（吉）</small> 左衛門	天野 傳左衛門	本多 喜藏	赤根 藤三郎	山田 清七郎	赤根 弥六郎	榊原 弥平兵衛	加藤 日祢之丞
安藤 九助	久米 新四郎	村井	加藤 又藏	天野 清 <small>（助）</small> 兵衛	加藤 小左衛門	中根 重三郎	同弥 太郎	藪田 武左衛門	小栗 仁 <small>七</small> 右衛門

筒井与左衛門

土谷甚介

同甚七郎

内藤甚五左衛門

内藤四郎左衛門

佐橋覽之助

大橋左馬助

石川大八郎

石川右衛門八

石川又十郎

内藤与八郎

江鬼（原）孫介

内藤孫（弥）十郎

本多三九郎

浅見金七郎

三浦平三郎

浅見主水助

近藤新（折）九郎

黒柳金十郎（「朝野」になし）

都合此勢一千余騎

旗本守衆

酒井左衛門尉

酒井雅楽介

石川伯耆守

加藤七 <small>（十郎）</small> 三郎	鵜殿七 <small>（十郎）</small> 三郎	浅岡新 <small>（親）</small> 蔵	江原孫三郎	榊原喜兵衛	植村庄右衛門	平岩新八郎	阿部善九郎	植村出羽守	石川日向守
中根藤蔵	鳥井又五郎	斉藤喜八郎	大竹源三郎	柴田七九郎	厚見太郎兵衛	内藤与惣兵衛	平岩七之助	高力与左衛門	本多豊後守
山田平五郎	加藤九郎兵衛	植村権内	浅岡久五郎	松平弥九郎	今村彦兵衛	同三左衛門	同善十郎	天野三郎兵衛	本多作左衛門

赤根甚五郎

天野宗兵衛

鳥居鶴之助

鳥居斎五郎

林藤五郎

矢田作十郎

大久保申(四郎)右衛門

本多甚四(太)郎

石川七(十)郎左衛門

石川新七郎

石川新九郎

成瀬新兵衛

酒井又蔵

酒井酒造丞(ママ)

石川又十郎

佐野与五郎

内藤弾(源)十郎

都合此勢一千余騎

扱、丸根の城ニハ信長卿より佐久間大学を侍大将として
宗徒の軍兵七百余騎籠被レ置たり、然者明申十八日丸
根の城を責ほすへきと申、内通有て大学方へ聞へ

則飛脚を以信長卿へかく申上(申しあげ)ける、其上楯籠面々を
呼集如此の由知らする也、丸根ニおゐて五人の武者
頭有、服部玄蕃允・渡邊大蔵・太田右近・甲川五(早)善・菊
川隠岐守何れも数度覺を取たる侍也、佐久間いさめ申
されけるハ、五人の衆を初皆々被レ聞候へ、今度の軍ニた
とへ千万の加勢有共義元大軍に取詰られてハ叶
間敷也、乍去某一足も可レ退所存なし、然ニ各う(た)□せて
所詮なし、思ひ／＼に落給へと申しける、爰に服部玄蕃允ハ
近江の国甲賀の者也、東国武者修行して数度軍功を
つとめしか、進ミ出て申けるハ、大学方(殿)のいさめられしハ

尤聞候へとも、此時に至(而)為誰哉(誰なる哉)のものか退(き)可レ申哉、既に猛せ
い(勢)に取巻れな者終にハ打死可レ申ハ一定なり、扱又当
城を堅固に持とても信長公今度の軍の足(たし)ニハ成間
敷也、取詰られてやミ／＼と討果されむよりハ城外さして
討て出、申(万)死一生の合戦して名を後代に揚させ給ふへ
し、若も残る者(もし)あら者信長公の後詰の備に相加(相加わり)忠
功ましませハ籠城してやミ／＼と討果されむ事所
詮なきと存也、とあたりも有(憚)からすいさめける処に
大学も残四人の衆も宜く聞候とて玄蕃允か手立
に評定して打出、合戦をすへきに定ける、角て元

康公、十八日未明に大高の陣所を打出しける、兼て相図のこどく三千余騎を三手に分て丸根の城ニ差向所に敵の軍勢も城を杳(はるか)に乗出しくつばみを揃て面もふらす馳来るもの合五町はかりに見へたり、時に元康公、石川・天野を召て仰けるハ、敵ハ城を方とるへきと存るに、案に相違して還て寄来るハ最期の軍して残ル勢ハ退散すへき手立と見へたりかゝる奴原ニ寄合て味方うたせて叶まし、矢軍計にてあひしらひ、さのミ敵にかまわて城を乗とれと有ける石川伯耆守達(承)て両手へ使番の衆をまわし

ける、はや敵の兵共馬上に鎧を取甲のしころをかた
ふけ一面にかゝり来て先手に取組て互に討つうた
れつ火花をちらして戦ける、敵味方のおきの声
矢さけひの音百千のいかつちの鳴落るかど覚たり
去程に元康公自身（団員）を取て旗本の勢もひ
とつに成てかゝれと下知ましませ者旗本の鉄炮式
百挺一同に放ち懸られて真さきにすゝむ、軍兵三十騎
将（将棋だおし）碁たをしにうちふせられて残すくなに成て
引色にして見へたりけれ、勝ときをとつと揚追懸指
掛十町計追討にうつたりけり、敵ハ兼て期し

たる事か丸根の城を余所に見て横道さして
落行なり、扱、元康公さ（葺み）けすみのことくた（違はざり）かはさりける
去程に諸勢丸根の城に押入て本城に旗を立ける
義元卿、桶はさまの陣所を未明に打出し給ひ備の
次第ハ東三河衆・遠江衆・駿河衆旗本迄ハ已上十六段
に備を立られけり、然ニ丸根の軍の次第落居の
躰（はるか）杵（はるか）に扣へさせ給ひて一々見聞有て不レ斜祝着し
給ひて元康公へ両三度迄御使者有也、遠江衆・東三
河衆はやわし津の城を責よと有者けれ者今朝岡崎衆
稠敷（きびしく）攻られたるを見聞有なれ者爰を専途と

思ひけん父子兄弟にも先を争ひ責懸ける、扱、わし
津の城に飯尾豊前守・同隠岐守、織田玄蕃を侍大将
として宗徒の勇兵四百余騎信長卿より入置たり
然に丸根佐久間大学方より申来る趣ハ、今度の
合戦に籠城申てハ無(所詮無く存ずる)所詮存也、我等ハ明朝城外差
而討て出合戦をとけ、其上城を明へきと存也、各
如何可有と申来に付て、わし津三人の衆も佐久間
手立尤也、取籠られてハ所詮なしと存、城を明へ
きと覚悟して一合戦致すへきと評定して
居たる所に、十九日巳ノ刻より敵に追懸られて城

外差て打出ける、四面より寄手ハ六十余騎ニ而おめ
き叫て責かゝる、いふせ切掛せられけれハ馬の足なミ
立へき様もなかりけり、又城中さして引て入搦手
の門より落行也、寄手の軍兵城の明たるハ
暫しらされハ四方よりも責懸る、爰に朝比奈か郎
等掛川の軍兵一の戸張へ馳寄て焼立たる也、大将
御覽してはやわし津の城も落居と見へたり一日
の内に両城責落す也、感悦不レ斜、実験すへきに
首数よ。く。く。に注文いたせと有て漸大将ハ陣所へ馬を
引セ給ふ、漸有て諸士旗本に伺公致し、次第不同ニ

並居たり、義元卿仰にハ、各忠功可レ申様なし、かゝる軍初に
目出度仕合也、扱、元康ハ今度初而の合戦に団を取て下
知被レ申けるハ前代未聞に候也、這ハ摩利支天の乗う
つらせたまふかと覺たり、いかに長臣(老)の面々軍功者有
共合戦半にとかういふへき憚ハ有間敷候、人数を
指引処に数度軍に相孤。たる風情也、晴信・輝虎な
しの軍の様躰もれら伝聞に前後有と申に今日
元康武者の賦(躰力)者唯大将に生付たると有ければ
伺公(候)の侍衆も心肝を碎きてかんしける「重而仰
にハ大高の城ハ数年兵糧を籠置に依て

敵の心さす地也、其上今日の合戦に両取出を責ほろ
ほし数輩の軍兵を討取候、信長より働候も旗
本ハ大軍なれ_者存よらさる儀也、大高に夜懸なとニ
働へし、彼^{カレ}是以大切の地也、今日十九日より元康ハ大高
の城主に在番有へしとて朝比奈兵衛尉を使として被遣
ける、「其後の仰にハ此ひゝき聞て知多郡ハ皆以豫参
降人と成へし、扱、丹下の城ニハ水野帶刀・山口海老之丞・
柘植玄蕃頭、善照寺の城ニハ佐久間右衛門・同右京亮・梶
川平右衛門、這ハ信長の軍兵を入被レ置たり、此者共退散す
へきと存る也、若もためらう事ならハ旗本

の者共に責ほさすへし、這より熱田おもてへ押出し
織田上総助馳向事なら者三千騎の内と覺たり、我
と戦事ハ蠅螂か斧を以龍車に向ふことくたるへし
追討にうつて則時に清洲の城を乗取へし、美濃
の国に向敵なし、近江の国に浅井備前守ハ加勢有へ
きとの兼約也、扱、佐々木か楯籠観音寺・美作の両城を
責ほして都をさして討て上り、天下の武将を蒙、一
同の世となすへき事掌をさすかことく也(と脱カ)有けれ者
伺公の面々ハ首を地に付てかん(感嘆)たむ申ける、爰に
泰源長老進ミ出あたりもはゝからす被レ申けるハ

義元卿自身御馬を出され者向敵は有間鋪とハ
今に初さる申事也、只今の御人数四万余騎と世間
に取さた申也、拾万余騎の大將と可レ申ハ時刻ハ有
間敷と謂ければ弥義元卿機嫌(きげんよく)克まし／＼て各一
両日ハ夜半にいね、夙に起て軍功をはけまし辛勞
有つるか心易思ハれ休息候へて有つれハ、国衆ハ陣屋へ
被帰ける、家老近習の衆ハ残てかゝる目出度に酒
を出せ一酒一瓶にてよろこふへしと酒盛に成たり
去程に「信長卿ハ御内外様の人々をよひ集て仰
けるハ、今朝十八日、義元卿知多郡へ出張して桶はさまに

陣を張由、佐久間大学・飯尾豊前守方より飛脚到来畢、其上明十九日丸根・わし津の両城を責ほすへきに定けると申ける也、然間早速馳向て勝負を遂へし、と有けれ者林佐渡守達(承)て既に義元は四万余騎の大將と聞ゑける、味方の勢ハわつか三千余騎也、来銃なれ者一往(一応)這をさけて当国の切所へ引請て合戦有て宜しかるへしと申ける、信長卿ハ聞召、義元軍勢四万余騎と八年来伝聞儀也、乍去領内三ヶ国いづれ茂小国の事也、世間に申程ハやわか人数ハ有間敷也、たとへ何程の多勢成とも三

州境目所々の城郭に軍兵を籠置て敵に討はた
さるへきハ治定なりしを知らず當城に引籠有
なら者残生しても甲斐ハなし、所詮信長ハ翌朝打
て出合戦蒙（を遂）へし、志の旁々には其功をはけまし候
へ、と有ければ我先にと進ミ出たるよそよ（お）ひハ奥頼（母脱カ）
鋪也、方々へ触有て十九日未明にハ清洲の城を馬廻計に
て打て出、先熱田表と急かせたまふ也、旗谷口にては
方々より馳加て一千余騎とそ覺たる、當所大
明（衍）明神へ参詣ありて謹而伏拝せたまひて大宮司
に仰て願書を捧奉り（る）、角て急かせ給ふに、依之

笠寺の辺にて勢を揃らるゝに、はや丸根の城落居して
佐久間大学ハ残生しつゝ軍の次第を申上げる、信長仰に
は丸根の責手ハ誰と相尋らる、佐久間申けるハ、先
年当国へ引き取られ給ふ岡崎の城（ハ）廣忠の子息
次郎三郎元康と申せしを大将に押たて西三川
衆と申侍る、合戦過ていつ（ハ）に引退哉と仰けれ者
我等忍ひを付て見申に大高の城に引入とうけ
給る也、義元陣所ハ最前申上ことく桶はさまより
左右に段々に陣取候と申けれ者信長卿の仰にハ
義元に岡崎衆の陣所（ハ）に隔事（ハ）者敵ハ輒討ほ

ろほすへし、岡崎衆ハ朝夕(いくき)軍なれたる者共也、武略を
なすへき様もなし、殊今度若き主を大将に押立、義
元の一万より岡崎の千ハ強敵と存に陣所審(各)
列(別)ならハ心易と有て、気をはけまし給ふ、然ニ佐々
隼人正・岩室長門守・千秋四郎此人々先陣に扣しか味
方の旗色の寄来るを見て面もふらす敵陣に乗
入ける、爰に駿河軍兵に石川六左衛門と申者数度の軍
功をはけまし志(者)に依て此度の軍に物見の役なりしか
十五町計先に張番して有けるか待請たりと言まゝ
に散々戦ける、多勢の事なれハ終に三人なから討れに

けり、敵の首を持って義元に（見参に）入れけれ者兔にも角にも
我鎧先にハ天魔はしめ成ともたまるましき也、舞
やうたへと酒もり最中に成にけり、角て信長卿、敵は
猛勢寄手わつかの事なれ者武略をなさては叶
間敷と後の山に出（至）る、推廻し旗本さして切て入
へし、去程なら者山際まで旗をまき忍ひ寄（よせ）、義
元か本陣へかゝれと下知し給ひける、築田出羽守進ミ出
て、仰尤可レ然や（哉）、左様にかゝらせたまハ者大将を討申
さんハ一定と存る也、唯急かせたまへといさめ申けれハ弥
士卒の気をはけましける、五月雨しきりに降きぬれ者

東西も分す寄味方さへ敵陣ちかく成をも覺され
者敵の勝手しらさりけるも尤也、扱、義元陣取
し上なる山（々）にて旗をはらせ各一同に突かゝれと
下知し給へ者織田（造）酒之丞・森三左衛門・林佐渡守・森
新介・中條小市・遠山甚四郎・同河内守・築田出羽守其
外各我先にと進ミ馬上に鎧を取て大将真先
に有て馬を入懸攻懸通（立）て敵陣まちに成けれハ扱
馬より下立てときの声をとつと揚おめき叫て
四面八方よりおもふまゝに追立突よせ切ひたし、松井を
初十人計一然に切ふせけれ者敵の軍兵あわてさわき

て鑓壺本に数多取付引合処も有、味方として組合
ものも有ける、さすか義元卿ハ鎮るへき旨下知し
給ふまゝの(幕)内に打物抜てまします処に服部小平太
さし掛りけれ者ひさの皿をわられける、然所ニ森新
介と名乗入戦けるか其俣突ふセ首を取てそ出
たりける、去間上を下へと崩れかゝり大将義元ハ
討取たるそと声々に呼たりけれ者敵方の軍兵
共我先に~~そ~~(と)落行を討やきれやと下知有けれ
者死骸野徑にふさかり行方更になかりける、「漸有
て義元内^(同)朋を生捕にして参ける、此者に前後の

様躰首共の名字仮名相尋けるハ申処分明なれ者
一々にしるし付られし也、以上首数ハ弐千五百余と注
文しける、其後かの林阿弥をハ身命をたすけ駿河へ
おくられける、さて信長卿ハ鳴海の城へ押よせ責らる
へきとて取かこませける、城主岡部五郎兵衛駿河方入
置たる在番成しか一往ハ戦申といへとも既に大
将義元生害の事なれ者(力及ばず)不及力、降人と成ける、信長
卿仰にハ、義元うたれてハ城を明て退散致へきに
某か馬を引請て其上を以城を渡事神妙の至
無比類(ひるいなき)弓取也、と感せられ身命を赦免有レ之候

時、岡部五郎兵衛重而御訴訟にハ、願ハ義元の死骸を申請致旨言上致所に、信長卿聞召、やさしくも申たるかな心有武士なれ、国の面目子々孫々の覺になすへきとて森新介をめして義元の死骸を岡部五郎兵衛に渡さるゝ也、同城ニ山口左馬介・同九郎次郎事は信長卿に仕しか引かへて義元卿に忠功を致間、生害に及首を獄門にさらされける、沓掛・池鯉鮒・笠寺数ヶ所の城々にも義元卿生害を聞もあへず駿河方入をかれたる在番の者共我先にと城を明て退散申ける」大高の城にハ元康在番有てまします処に

義元生害有て駿河・遠江の軍兵ハ先を争て
落行也、岡崎衆這を見るより此由角(と)申今ハはや
大高の城も退散可レ有と申上けれ者元康仰にハ、本より
信長卿の馬を引請合戦すへきに(さわる)極(なり)、て当城に有
事なれハさわき給ふな、面々、あわて落行事ならハ自今
以後恥辱たるへし、城を堅固に守へし、と士卒の氣
をはけまし役所退な申(と)下知まします也、然に小川水野四郎
左衛門方より早馬打て申来るハ、義元生害有て
遠江・駿河の諸勢引退、所々に楯籠る軍兵も
退散と見へけるに、早々帰陣ましませと申来る

に付て、五月廿日大高の城を明て帰陣被レ成ける
岡崎大樹寺に着座有、角て岡崎の城には
駿河近習の侍共入番して有けるか、義元生害を
聞よりもあハてさわきて城を明落行也、時に普
代の面々這ハ天のあたへと祝着申、◆元康公を本
城に移し奉り(へる)、天文十六歳丁未初秋、当城を
出させ給ひ今年拾九歳にて◆永禄庚申五月廿
三日戊子、生国岡崎の城主(に)立帰らせ、相伝の領知を
押領可有事(ひとえ)偏当国六所の明神・伊賀八幡宮の
御誓也と僧俗男女に至る迄祝着申事限

なし、岡崎におゐて元康公、家老の面／＼に仰ける（は）、累年義元あつかひ近頃以て無レ曲（日）次第也、某幼少の間働にハ岡崎面々先手に立られ過半討死有也、扱いました年にも不足時分より大事の軍の向られける、今度の合戦にも先手と有、其上信長卿先陣大高に働なら者早速亡命致へきと評定して大高の在番を被レ渡、味方をほろほすへき心底、何そ天罰可レ逃哉、還（却）而信長本陣へ馳懸て義元生害有ハ邪儀を含故かと覺たり、所詮今より駿河と手切して氏真にハ罫下にて対面致

(衍字カ)
面致、年来の宿望を散せん哉、常に面々に申こと
く義元他男―(界)有なら者今川家ハ破滅たるへき
と存る也、既に子息氏真朝夕の好にハ定家・宗―(家)隆
の歌合・古今・源氏の物語手譜―(跡)のさた、或時ハ京方の
牢人面々出頭あれ者洛中の遊女―(あそびめ)・白拍子・逸―(はやり)うた
兵庫おとり―(おどり)に心をくれ、武道の上ハ曾以て不案内
也、忽働て東三川を打随へて遠江国へ趣―(赴く)へし
信長卿ハ畿内に心さる事―(す)なれ者果而東国へ働好む
ましき也、面々、と有けれ者、皆一同にたのもしく
こそ覚けれ、去間家老の面々日夜参言、―(会カ)評定まつ

有也、領内仕置の為、先奉行人を定らるゝ、高力与左衛門・天野三郎兵衛・上村庄右衛門此三人被仰付、それより御領内に制札を立られける

「信長領分岡崎境目の城合戦之事

丹家^(下)城 鳴海城 沓掛城 広瀬城

衣之城 梅坪城 大高城 刈谷城

岡之城 寺辺城 長沢城 とやかね城

右の城々へ岡崎より度々働有、岡の城ハ松平主殿介責落也「小川の城々^(主)石ヶ瀬に出合て戦有、其時高名の衆鳥井四郎左衛門・高木九介・半屋半平・矢田作十郎・

大久保左近右衛門・同次右衛門、刈谷の城より十八町にて合戦有、石川新九郎・大久保七郎右衛門高名、杉浦八十郎討死、一と屋かねの城に早々働により榊原弥兵衛をそれより榊原早之助と申也

東^(西)参河西尾落居の事

永禄四歳の春、元康公東三川発向あり、西尾東條城々ハ吉良領知也、駿河を守て被居也、義虎・義頭と申て兄弟なり、兄の義虎ハ祖父清康公妹智にてまします、駿河に在番有也、然るに弟の義頭を東條の城に移し、西尾の城にハ牛窪の牧野新次郎

在番也、敵対ける、味方中嶋の城より日夜稠敷(きびしく)働
て叶かたく存知、牧野新次郎西尾の城を明渡し
本城牛窪の城ニ引入也、それより西尾の城ニハ酒井
雅楽介在番なり、東條の城へ押崎(寄)方々に取出を拵け
る、小牧の取手にハ本多豊後守大将として宗徒の軍兵
式百余騎、糟塚の取出にハ小笠原三九郎大将として三百
余騎、供国(友国)の取出には松平左近将監侍大将として三百
余騎入被レ置日夜の合戦有ける、義頭の家子に富永
半五郎討死いたし叶かたく存、東條を明渡也」

信長卿と和睦之事

永禄四年の暮つかた、信長卿、家老の者共を召て仰にハ、三州口にて働に備後守殿数年功をつくされ候へとも、勝利なき儀也、所詮徳川方と和睦して岡崎境目数ヶ所の取出に籠置たる軍兵を馬廻りに引取て置なら^者近国ハ打随へし、又徳川かたも某と和睦有事なら^者箱根峠をさして押領たるへし、若も自力に及はぬ儀あら^者加勢すへし愚存の趣内通を以徳川方^(家)江心底を窺度と有^者滝川左近将監やがて^{下を以て}御請申、笠寺新左衛門

を以石川伯耆守方迄申通しける、則元康公江右之段言上致ける、依之石川伯耆守・同日向守・本多豊後守・酒井左衛門太夫・同雅楽助・上村庄右衛門・天野三郎兵衛・高力与左衛門彼等を召集られ相談有ける、信長卿真実におゐてハ和睦あらハ一方心易と皆一同に申上げる、相残家老衆各在番に有之衆中へ上村庄右衛門を以右之旨趣(仰せ聞けられ)被仰聞ける、何も同心致事ならハ石川伯耆守より納得の返答申に付て、信長卿祝着に思召、然る上ハ互に家老の者半途して万端可相定旨有レ之、鳴海へ清洲より林佐渡守・滝川左近将監、岡崎よりハ

石川伯耆守・高力与左衛門出合の境目等自今已後無^(そらい)
相違^(無き)様ニ相定、所々城郭に籠置たる諸勢不レ残相互
に可致^(帰城致すべき)帰城旨申触られ、何も帰参申ける、然間民
百姓ハ近年作毛を刈被レ捨、放火乱妨に油断なかり
しか今よりハ心易庵を結ひ、は^(律)いくわ^(御)ひ致へきと
申なり、往還の旅人も喜悅の^(思)と^(思)を^(思)含ミ、両大将御和談
祝し申事無レ限、然に翌年正月中旬、元康卿清洲
の城へ御出のためとて領内道を作、石を退させ橋々
をも新造に渡させ所々^(警固)けいこを付く置て掃除被^(已)以^(下)無レ
残所よそほひ也、元康卿御供にハ石川伯耆守・同日向守・酒井

左衛門・天野三郎兵衛・高力与左衛門・上村庄右衛門其外馬廻百
騎にて御出被成ける、熱田表へ林佐渡守・滝川左近将監
菅谷九右衛門御迎として罷出ける、清洲の町へ入せ給ひて
先勝萬寺に御休息被成ける、御供の衆中に宿々被仰付(仰せつけらる)
侍五人ツ、被付置(付置かる)、御馳走無残所次第也、御城へ入御被レ成けるニ(残す所無き)
二ノ丸迄信長卿御出向(迎)、一礼有之、其方本丸に着座まし
ます也、御対面の上にて信長仰にハ、今度和睦申上ハ某
五畿内さして打したかへし、徳川殿ハ駿河を打随らるへし
強敵有なら者互加勢有へし、両旗を以天下一統の
世になすへきハ案の内なり、爰に了簡有既ニ清盛・義

朝勅定に依て天下泰平の世被レ成しに両将雄雌を争
て終相共に亡給ふと聞、(程)過て義貞・尊氏又禾○(かくのごとし)のとし
先車のくつかへすを見て後車のいましめをなすとは
ケ様の事を申つらめ、自今已後両雄威を争事なかれ
織田か武將に預らハ徳川幕下に属すへし、徳川殿武
將に備ハリ給ハ(、)織田か幕下に参るへし、全一言の
虚妄を不レ可レ存と有て靈紙の起請文を取かハし
互不レ斜祝着まします也、漸(やや)有て御膳出され酒宴
半に、吉光脇刺(指)・長光の御刀家康公へ被レ進け
る、信長卿の仰にハ、爰に伊東と云家(る)軍者有、我

等相伝を望といへとも源家の秘書なれ者他家に
伝事かたしとて相伝なく、幸徳川殿御家の
事なれ者今度の懇志（意）に軍書を相伝可有とて
伊東（東）といへる老人を呼出し御取合（なり）、其上仰にハ、能（々）
に相伝有て以来某も御はからひ可レ請と心底を不レ残（仰）
有けり、元康卿も聞召被レ及た（る）事なれ者不レ斜御悦喜被レ成
漸有て帰路に趣せ給へ者信長卿清洲の町を
（はるか）杳に御門送に出させ給ひける、林佐渡守・滝川左近将
監・菅谷九右衛門ハ熱田表迄送申御馳走有、元康卿仰
にハ佐州各御取持衆忝御誕共中々可レ申様無レ之次第也

殊伊束を^者(近日)岡崎へ入来候様に頼ミ存候旨被レ仰ける、岡崎
方各御迎ニ罷^(被)出ける、則帰城有て信長卿懇志に被仰候
通御留守居の各に被^(仰せ開けらる)仰聞、今方ハ駿河と計^(とばかり)の取合な
れ^者輒思召祝着まします也、同正月十七日信長卿名代
として林佐渡守・菅谷九右衛門岡崎へ罷越ける
則正音寺に宿居有て御馳走^(残す所無き)次第也、兩
人に御刀被遣ける、祝着申罷帰也

軍法御相伝之事 (并御名乗替之事 脱力)

伊東右同前に参上申、城ちかくに宿居仰付られ、翌日
登城可^(申)も^(仰せ出でられ)旨被仰出、御前^江召ける、生国ハ何所と御尋也

伊東申上げるハ、豊前国宇佐の郡の者なりしか
遁世の身と成て播磨(国)完栗(栗)郡(しそうぐん)舟越山の麓に年
久居住いたす処に信長卿より再三御使被レ下に付而
旧冬清洲へ伺公仕由申上げる、重而仰にハ、軍書由
来ハ如何もと有者けれ伊東(東)申上げるハ、夫軍法の書ハ
三国伝来也、日搦(城)におゐて代々有(王)位器法也、這ハ軍
書の内一々由来記に書載られける武家に渡次第
追取て申に、人王五十六代清和天皇の王子貞純親
王の御子鎮西(守)府將軍陸奥守経基新羅国を退治の砌此
書を給る也、過而七十代の帝後冷泉院の(朝)奥州安部の貞

任・高家(同弟)の宗任誅討(罰)の段源伊予守頼義勅定に依て(相伝え)
陸奥守義家傍(に)立聞し給ひ書写畢、それより武
家に渡る然(程)に頼義古伝の軍書四十八冊の内(は)拔出
三冊に究竟して這を源氏懐の書と号して源家
末突(筆)の為八幡宮に納被置る也、今世間に流布申
書ハ頼義の三男新羅三郎に渡それ(は)武田・逸見・小笠
原に渡る、小笠原伊予守民(氏)隆身上没落して関佐長
尾左衛門入道を頼て居住の砌身上不罷成(罷り成らぬ)故礼物ニ
ふけり諸士にゆるさる(は)に依て今世に流布申也、(又)義家
より為義・義朝・頼朝に渡て鎌倉に有てハ北条の時

政九代の後胤高時和（私）を書加へ新古注と号、北条家
没落の已後世に流布申也、義経の軍法ハ如何有と
御尋あれハ、伊東申上げるハ、それ義経と申ハ異国迄も聞
たる武勇と申伝へ侍り（る）、然とも魔法を取添られしに
依て御冥加なし、秘伝に曰、軍法ハ国家を静謐にし
子孫栄耀たる法を学を明主と申也、亡命国乱之法与（を）
学ひ（ぶを）闇主と申也、惣而軍の手立秘する間を一騎当
千と申、露見致してハ千滅一騎と申也
翌日、伊東を召て仰にハ、元康と云名乗可レ替と存る也
何れの字を可レ書か能々字性を正して申セ、と有けり

其上御先祖の御字迄御書立、伊東ニ御尋有、暫首を地に
付て罷在処に重而仰にハ、今度頼義・義家源家末室
のために抜被レ置たる懐の書を相伝申上ハ義家の
家の字を続て家康と名乗へきハ如何、と御諛
有ハ、伊東這ハ源氏守セ給ふ正八幡の御誓を以て家
の字を思召出されたと言上申けれ者不レ斜感悦有
て永禄五年二月廿四日より家康と御名乗被レ成
御祝書（着）限なし、四十八冊の軍書の事ハ能筆の僧
三人に阿部善九郎奉行に被（仰せ付られ）仰付書写されけり、源家
懐の書ハ天野筆者にて御前をさらす書写ニし給ひて

毎度御相伝なり

東参河逆徒之事

永禄癸亥歳（六年）仲春より、と路・張崎・野寺の出家一揆（土呂）を發して佐々木をこしらへて楯籠る、一兩年已来方々にて助置たる一族共皆同心致、吉良か次男義頭を（針崎）は東律（条）の城に移し、這を大将に追たて以下に蜂起申ける、家康公、家老の面々に仰けるハ、近習の侍共にも一向宗の分ハ果（勝鬘寺）而ハ正万事同心可仕ル間相改め（仕るべき）起請文をかゝせよ、と有ければ者左様の評談を聞て一向宗の侍五十余騎岡崎をかけ落申也、桜井松平監

物、上野に酒井將監、長沢・五位・赤坂東三川の民百姓迄
過半逆心申也、味方ハ竹谷松平玄蕃亮、片野原松平紀(形原)
伊守、不合津(深溝カ)に松平主殿助、然に西尾の城に酒井雅楽頭
大将として宗徒の勇兵四百余騎籠被置、と路・張崎に
向てハ小栗助右衛門・同仁右衛門侍等(の)に足輕を付置て
日夜の合戦也、上和田に大久保五郎右衛門数多召具して
方々に働申ける、或ハ作毛をなき捨或は放火乱妨隙
なし、所々へ手賦有て取詰られける、然ル間と路・
張崎・佐々木ニ楯籠る一族の奴原難儀に及身
命を助被置におゐてハ寺門軍兵退散いたすへ

きと降参仕候間、赦免有也、然所に寺内へ高須口より石川日向守打入給ひ今度の謀叛根本人一人々に書し給ひける」(吉良)義頭東律(系)の城を明渡て種々佗言有といへとも再犯不害事なれ者聞も入給ハす国を払ハれ荒川と兩人ハ上方へ牢人也、「同上野の酒井将監城を明渡駿府へ落ける、宗旨計にて楯籠者ハ逆心をひるかへして当家へ忠功を可レ存と有皆々召帰され、其外の逆徒東国・西国へ牢人致もの多かりける、其時より東三川不残幕下ニまゐるより東條の城に天野三郎兵衛を被差置也(差し置かる)、西郡

の城主鵜殿長門守居住なりしか、同二月廿六日の夜軍に責寄城主長門守を討取、子息両人生捕申す、それより西郡領分元康公御手に入也」元康公駿府在城の砌、関口刑部少(輔脱カ)息女北の方ニおわしましける時分若子誕生被レ成、漸三歳ニならせけるを駿河におかれし処に氏真漸(やま)もすれ者乳呑子にかゝり害すへきと有けるとかや、石川伯耆守這を相伝へ聞て如何致へきと思案に煩ける、兎角駿府へ馳入て計策をめくらし、盗出し見申、若も取えぬ事なら者最後の供すへきとおもひ詰て

宿所に置文して駿府へ走入たる心底、けにも長
段(臣)に似合たる志と貴賤かんしける、「然ニ今度鵜殿
長門守子共二人の生捕に引替らるへきかと中
策有て替合にならせ給ひて三郎殿を石川伯耆守
供致岡崎の城へ参着有けり」

牛窪・吉田・長沢三ヶ所城落居之事

家康公、長沢の城へ押よせ作毛をなき捨民屋放火
せんとて永禄十年乙卯三月十三日一千余騎にて岡
崎を打出給ひ、程なく方々より馳集て三千余騎
被成給ふ、長沢の城ニ此ひゝきを聞て城を退散しける、則

本多作左衛門・内藤三左衛門を在番ニ入置ける、角て牛窪に指向て一宮の取出をこしらへ上村庄右衛門・大久保七郎右衛門其外宗徒の軍兵七百余騎籠被レ置在々所々作毛をなき捨放火有て諸勢岡崎へ帰陣有也

一宮後詰之事

駿府におゐて今川氏真家老の者共を呼集て仰にハ、徳川次郎三郎東三川へ出陣して權威を振廻所々城郭を責亡し、牛窪・吉田の両城も取詰られ既に難義に及旨日々申来る間、彼等退治として出陣いたすへき条軍の手立能評談して陣触候へと有け

る、各達(承)て評談申けるハ、佐和木八幡に兼て新城をこしらへ置たる事なれハ此城に動座有、一宮に岡崎より籠被レ置て候軍兵を討果し、其上数ヶ所の取出を打破、暫御馬を立られ境目等の御仕置可レ有に評談して駿河・遠江陣ふれ有、其勢都合壱万五千余騎の着到にて永禄十一年戊辰二月七日大将ハ駿府を打立田中の城へ着給ふ、翌日懸川に城着有て同九日にハ佐和木八幡に陣を居られける、家康公此由聞召て希所の幸なれ者今度ハ鑑下にて氏真と対面すへき事本望也、と仰られける、則方々在番の所へ触

有て十日の未明に岡崎をハ馬廻計にて打出られける方
相加て赤坂表にてハ三千余騎とて見へける、一宮の取出
と氏真軍勢両手に分て一手ハ一宮に責よする、残勢ハ
ハ急せ給ふまゝ漸敵近く成処に一宮方注進有ける
(衍字)
旗本を守て佐和木の陣所を打出、本野の原に備を
立ける、此方よりの海道を先手にあて候旗本にて
已上十二段に扣られたり、這ハ岡崎より後詰のおさへ
と申也、家康公聞しめし漸而御馬を立られ仰けるハ
今日合戦の仕場広野の事なれ者馬の懸引自由
なり、勝利うたかひなし、と士卒の気をはけましける

左有事ならハ兼而分たることく味方のたき(き)勢敵の
先陣を目手に見て三の字ニ乗まハセ、敵より取
懸る事なら者大将の備を心懸て脇鎧に突かゝれ
某旗本ハ真一文字に懸るへし、敵より軍を発さぬ
事ならは一宮に責よする軍兵を後鎧に突かゝれと
相凶して馬上に鎧取て弓鉄炮ハ下知なくハ射な
放つなどの給(宣ひ)ひて騎馬の中に取包てしんずくと押
ける、敵味方の物合三町計に成けれ者敵備を破られ
悪かりなんとやおもひけんま(ママ)はるなるそ詰よくと下知
しけれハ、先手ハ三町程も引退也、家康公御覽して、敵

軍を者もたさると見へたり、一宮に攻寄軍兵をハ後
鎧に突かゝれと下知まします也、一宮に楯籠る者共味方
の旗色のよせ来るを見て一の戸張を押開て打出たり
寄手の軍兵と火花をちらして戦ける処に後鎧に突
臥切臥られてな(なじかわ)しかハたまるへき東西さして追ちらし
手本にすゝむ軍兵を五十騎余討取也、家康公は敵
に向て暫御旗を立られしか、氏真備を引るゝに
味方も一宮の取出に打入せ給ふ、尔(しかる)に今日軍忠尽し
たる輩を御前にめし、打炮を手つから被下宛、仰には
今日の合戦累年の宿望を散し候、既に敵ハおさへとして

一万余騎にて備を立る処に三千余騎の軍兵を以
送かへし得勝利(勝利を得)、剩当取出に責かゝる五千余騎の軍兵
を追ちらし、氏真馬の前にて究竟(屈強カ)の者とも五十余
騎討取事当家の面目□の聞へ、各忠功の故也、石川日
向守・本多作左衛門・天野三郎兵衛・上村新九郎・大久保七郎右衛門・
高木九助彼等六人の衆ハ某の馬の前にての働也、自余ハ
敵を退(追カ)て討取間、遠かりける氏真旗本の手を崩
かとあやしく存候処に無相違(相違無く)打かへる事不思議の至也(ツカ)
漸有て今日ハ終日の働なれ者各陣屋へ休息候へと有
ける、其夜ハ御陣を居(す)られ、扱、翌日にハ本野か原を打

出し佐和木八幡を左右にして敵中を方円に押て
帰陣まします也、氏真御前ニ家老の者共をめして
仰にハ、今日の合戦に十代の者共数輩討とられ突(ママ)
勾踐(こうせん)の恥辱たるへし、此上以軍の安否能に思惟
を廻らし勝負の実否評談致不憚申候へと有ける
処に、朝比奈備中守申ける、今度の御評に思召立懸川に
在城申、御触有て以後存たる間、無(ぜひなく)是非罷立候、所詮
是迄御出馬可レ在儀に無レ之候、既に近年ハ岡崎味方たるに
よりて尾張より当国迄の出張なき也、唯今ハ家康公と
信長卿和睦有て互加勢有へきと兼約なれば両

旗に向へき事眼前也、其上楯（マ）から返（マ）は謀叛人など
致（しゅつたい致す）出来事なら者大切也、角申某（ニ）も御心を置給へと
唯々一往送て当国の切所へ引請て合戦有てよろし
かるへし、其上長陣あら者甲州より晴信出張あり、駿
府の城へ乗入共誰哉の者有て者有（符）て防くへき、と申
上ける、大将も理にふしけるにや備中守いさめに同し翌
日帰陣有へきと定らるゝ

佐和木八幡取出落居之事

角て吉田・牛窪両城の根城にこしらへ置たる佐和
木八幡の取出、先打破るへく岡崎より懸なれ者

人馬勞衰せる息を休めんため程ち(か)いく陣をはりて責ほすへきとて同五月廿三日出張有て赤坂に陣を居(すえ)られける、両手(取カ)出に八年来ことに逢馴たる兵共すくりノて駿府方籠被置ける、然ニ翌朝取詰責ほすへきとて打出給ふ処ニ敵の軍兵五位の台ニ馳向て一とさ(一 支 え)へさへんと引しらむ処に、味方の士卒楯を逃(外)し喚叫て馬を入、東西へ追ちらし真先に進し軍兵を四方より追詰て火花をちらし戦ける、中にも板倉弾正と名乗て面もふらすし(鍛)ころをかたふけ太刀を真かうにかさして切てかゝる、甲(州)讎の者とも書所の

幸なれ者やるな戻すなと詞をかハし射臥突臥
切ひたし究竟の者共廿余人矢場を去す討
取、勝ときを嘯と揚げる、討もらされたる軍兵も
なしか(なじかわ)ハためろうへき其まゝ城を明退散申□事(取カ)
尔(しかり)しより、以来中々弓を引鉄炮をならずに不及
所々に楯籠る敵共敗北致降参申者おほかりし
誠に武威(はなはだしき)の甚に依てなり、牛久保牧野新次郎・
野田菅沼新八郎・二連木戸田因幡守・下祥白井設楽
越中守・西郡・片野原・竹谷・西郷・桜井其外東三川不殘
降人と成ける、尔(しか)る間降る輩をは人質を召取て

其俣己か居城に被召置(召し置かれ)、退散したる城々にハ岡崎
近習の人々被差置也(差し置かる)

吉田之城明退事

去間、吉田の城に向て城をこしらへ宗徒の勇兵
を被籠置(籠め置かれ)ける、見寺(喜見寺)の取出にハ内藤三左衛門・石川
日向守・鶉殿八郎三郎、糟塚の取出にハ大久保七郎右衛
門・小栗仁左衛門・戸田因幡守其外岡崎近習衆かわる／＼に
詰て日夜の境もなく持楯(搦楯)かゐたて責寄る、はや平
攻になすへきと評定有て、先敵(まず)の様躰見渡さるへし
とて石川日向守・内藤三左衛門其外馬廻五百騎計にて打出給ひ

敵の者とも城外さして乗出しける、本多平八未十六歳なりしか城際迄追詰鎧を合、散々に突合て終に敵の首取て大将の見参に入ける、不レ斜感し給ふ、楯籠軍兵駿府への通路不叶して一国一城と成なれ者□□あくれ者八月十五日城を明退也

家康公与晴信国切兼約之事

甲州におゐて晴信、家老の者共召かく宣ひける、去比一宮合戦に家康勝利の誉都鄙(とひ)に無其隠次第也(其の隠れなき)吉田・牛窪の両城も落居と聞候、尔(しかり)しより上ハ参州・遠江の諸士皆以豫参降人と成へし、頓而駿河へ押詰ら

るへし、尤信長卿より加勢有事なれ者詰てハ駿府の
城も落居程有間敷なり、既に駿河迄家康押
領有なら者果公(はたして)は当方と取合出来可レ申ハ眼前也、手前に
おゐても越国・相州両旗に向さへ無油断次第也、其上(油断なき)
以駿州敵国と成(いよいよ)なら者弥昼夜寸隙有間敷覚候
然ニ先年義元存生の砌和睦申上候今、いかでか見捨へ
きにあらず、駿府へ加勢可レ入、と有けれハ衆口一同に仰の
通老(尤)可然と申上ける、則跡部大炊介を使として其旨
被仰遣ける、氏真右之旨趣被聞召、甲州方加勢可有儀ハ
当地を押領すへき計也、いまに初さる計策、不及是非候(是非に及ばず)

段へい憤きど以之外候、其通使者にも包ます申渡候へとありける
大炊介承急帰参申、晴信へ右のあいさつ委細に言上
申ける、晴信宣ひけるハ、然上ハ家康と国切の兼約可申
とて山縣三郎兵衛を岡崎へ被差越(差し越され)、遠州の儀ハ大井川を境
として手柄次第に押領有へし、川より駿河の儀者甲州
より私領可レ申と相届有、則家康公聞召、国切の約諾蒙レ仰
候通此方におゐても聊異議存間敷との御返答也(いささか)
去間、甲信上の諸勢を率、弐万余騎の着到にて
永禄十一年戊辰十一月廿八日、甲府を立て段々に押ける
大将ハ十二月二日に出馬有、大宮に三日陣を居(すえ)られける、先

ハ蒲原・油井浜清見寺に満々たり、氏真ハ五千余騎にて薩埵山に打出、十二日に江尻にて合戦を遂られしに寄手ハ多勢の事なれ^者終追立られて府中をさして曳けるをこミ入に追詰取かこミ四面八方大鉄炮を以責られしかハ、なしかわためらうへき十三日氏真ハ懸川の城へ落給ふ、岡部次郎兵衛残て正月九日城を渡申也

懸川の城没落^并浜松の城明退事

家康公、遠州発向可レ有とて八千余騎の着到にて永禄十二年三月五日、岡崎を立て吉田の城へ着給ふ、両日

滯留まし、／＼て諸勢を揃へ遠州の絵図を委細に拵へ溝隠難口（山野難所等）并城郭堀廻・石垣・本道・脇道の躰迄一々に記し、其上（陣所を以て）以陣所備の次第定給、先勢ハ酒井左衛門太夫・本多豊後守・石川日向守・松平弥左衛門・上村出羽守・小栗仁右衛門此組三千五百余騎也、後勢ハ酒井雅楽助・松平玄蕃亮・加藤播磨守・平岩七之助・松平紀伊守・戸田因幡守・牧野新次郎・松原右近亮・菅沼新八郎此勢三千余騎なり、内藤三左衛門・本多作左衛門・渡邊半蔵・榊原弥兵衛右四人ハ懸川の大將、旗本ハ石川伯耆守・本多肥後守・同平八郎・天野三郎兵衛・高力与左衛門

其外近習の衆已上弐千余騎也、かくて七日に吉田の城を打立、先勢は荒井を船にて押渡り今切より次第を追て在々に陣を取、後勢ハ本坂を越、味方か原に充満セしかハ大将ハ本坂に扣たり、久野三郎左衛門右より内通申ことく味方に参ける、鴨江寺の寺家・見付・中泉(外)其下池田郡庄園参陣仕、御礼申上に付て天野三郎兵衛・高力与左衛門を召て当国の制法を可被定(定めらるべし)と有レ之条々書出を以被仰付(仰せ付られ)候、兩人達。(承)て則当軍勢在々におゐて放火乱妨狼藉聊以不可有(之れ有るべからず)之候、若相背候者聞出次第後日にも其罪遁間敷と堅軍中へ

申触らるゝ、其上寺家・社家等并庄園に到てハ参陣次第制札を出されける

禁制

- 一 甲乙人等乱妨狼藉之事
- 一 山林之竹木猥伐採之事
- 一 押買并追立夫伝馬之事

右之条々令（於）違輩（背）者速可被処嚴科者也

永禄十二年三月七日

天野三郎兵衛
高力与左衛門

本多作左衛門

扱、浜松の城にハ飯尾豊前守・朝比奈兵衛尉楯籠ける、然に七日町人近里の雑人原共妻子を引具し三千余騎城中さして走入申ける者、参川勢在々に満々て懸川・浜松の町の者同近キ村の者なら者切捨にせよ、かくし置族ハ一村撫斬と触まわるまゝ城中に入被レ置被レ助候へと口々に申ける、城主飯尾豊前守謂けるハ、先々(まづまづ)鎮るへしと下知して其上町人五人近付、汝共聞候へ参川衆寄来る旗頭を見るにいまたは(つまくん)遠かりける、又物見を出したる間を

寄来るなら者城中へ引取へし、先々町々宿にかし
候へ、と氣を付町へ出しける、さすか飯尾豊前守も
数度の軍功を尽したる者なりしか、籠城すへきか
城を明へきかと思案に煩、十方なかりける、暫有て
存ハ、侍ハ甲かつ背ちうを枕として討死するハ本意なりしか
数千人の雜人原共を討はたさすへきハ寔ふびん不便也、かく
も巾（う）へき權か手ハつき果けれハ所詮此城を明て懸川に
入、十死一生の合戦すへきと思ひ切て町の年寄たる
者五六人よひ、有たけの兵糧などを得させ謂ける、此城
を持たれ者汝等か為悪かりなんとと思ひ、城を明へきなり

急三川衆に注進致命を助るへし(とて)八日の丑の刻に城を
明退ける、去間町人五六人御陣所先手へ馳参、浜松
の城ひらき申由注進仕候、則酒井雅楽助より(与力)騎(馬)
を付彼町人等本陣へ参セける、大将聞し召、石川伯耆守・
天野三郎兵衛浜松の城へ被レ遣、城中掃除以下有之
未刻に浜松の城へ本陣をうつさせ給ひ、九日ニハ滞留有
へき間、幸久野三郎左衛門自国の事なれハ天龍川に舟橋(さいわい)
渡させよと被仰付ける、則御礼(仰せ付られ)申村々の者共不残罷出
一日の間に両川に舟橋をかけ渡申也・「翌日十日にハ次第
を追而押ける、諸勢ハ懸川を一里程に見て鶴翼

に陣を取、敵さし掛らハ、先陣も後陣もひとつ被成
て合戦せよと石川日向守被仰付ける、去間懸川
の城に追詰道の左右に陣を張、十二日に大将ハ相谷に
陣を取、懸川の城にも一騎当千の兵さし集て評定
しけるハ、兎角敵を目のあ。あ。(た)りによせてハ叶間敷
城を杳(はるか)に打て出合戦すへし、其上遠く押来る敵な
れ者息を休めす討ほろほすへし、味方ハ自国の事
なれハ打て出てハ引退新手をかへて懸へし、とて五千
余騎を三手に分、くつはミを揃追手杳に乗出
す、寄手は敵の旗頭を見るよりも取あハす人馬を息

を休よと下知して陣所を出さすよわくとして扣へけれハ敵
勢氣かつに乗て間ちかく追懸既にちらさむとせしか
引退風情して道の左右に先陣後陣ひとつに成、お
めき叫て追懸る、なしかハためらふへき敵の旗色
引色に見へけるを勝ときを啼(囁)と揚、追手をさして
追討にうつまゝに弐百余騎取、此いき(勢い)をひすかすなかゝ
れと下知しけれハ(氣負う)おひたる事なれ者(者)なしかハ少もため
ひ(らう)へき、ひたくと城際さして追詰る所しより以来
四面八方より取かすミける、桑田村酒井左衛門・石川日向守・
植村出羽守・松平弥左衛門・小栗仁右衛門、曾我山酒井雅楽介

松平玄蕃・加藤播磨守・平岩七之助・松平紀伊守参三
川衆、天王山に高力与左衛門・小笠原与八郎・久野三郎左衛門
さくのまはり番にハ渡邊半蔵・服部半蔵・本多作左衛門其
外近習の衆ハ番手に替、役所に付て日夜の境もなく
責よする、角て朝比奈備中守一先(二先ず)ハ爰を専途(せんど)と
防戦といへ共今ハ在々所々一字も不残敵領と成
なれハ詰而は兵糧尽果叶(辰き果て)かたく存、氏真御前に参
打て向敵とくミして討死まませ、いつを限に待へき
力なくと不憚いひけれ者、岡崎次郎兵衛申ハ、唯一先落
させ給ひて命を全し、時節を以て民政を頼、会稽の恥を

雪(そそ)かるへし、既に頼朝ハ遠島の身と成給へとも再世を
治め給ふと聞、いはんや五ヶ国の大将氏政味方にもたせ
給ひける御身なれ者降参をこわれ候へといさめ申也
氏真ハ兎も角も面々次第と宣ける、尔し所に朝
比奈弥太郎若武者なりしか、某はかるへきとて幸田
村の取出に走向て笠をさし出し、それに詰るゝハ誰
々にておわすらん、と申けれハ酒井雅楽介・石川日向守
責口よと答けれ者楯籠軍兵身命助を(置かるる)かゝるゝにお
みてハよらかハ明渡可申と降参を請(い)けると御心得も(候へカ)へと
申也、日向守聞よりもそれに暫こゝへ候へとて上聞に達し

けれ者家康公仰にハ敵を助、国を治を武文ニも宣
おかれしなれ者事の能様に評定して計ひ候へと有
けれハ石川日向守・内藤三左衛門唯今降参を請たる軍
兵を近々よひ申渡しけるハ、明日辰ノ刻先ニ旗をま
き鉾をさかしまにたて、其上鎧甲を抜捨諸道具
をなけうつて退散すへし、大将も尤(下馬尤も)下馬たるへき
と申渡ける、楯籠面々聞て此上はとにもかくにも
領掌致ける、去程に味方の諸勢ハ追手の左右を
かためける、五月十五日辰ノ刻に氏真父子三千計
にて相州小田原へ落行たまふ也、角て懸川の城に

酒井左衛門太夫・石川伯耆守・同日向守・本多作左衛門を被
差置、大将ハ本陣を見付へ移、諸勢ハ中泉ニ充滿し
ける、然所に諸士御前に召て各軍功を励に与早速一
国平均に打随而事此程の辛勞中々可レ申様なし
とて御酒宴初り御盃も数たひ廻りければ老
若共に喜悅不レ斜、漸有て仰出されけるハ、各帰陣
有て休息候へと皆御暇を被レ下、岡崎近習家老の
者計被召置(召し置かれ)て翌日ハ浜松の城へ着座被成けり